

令和2年2月16日

拓殖大学大学院国際協力学研究科

委員長 吉野文雄 殿

博士論文本審査委員会報告書

審査学位：博士（安全保障）

学位申請者：石橋早苗（いしばし さなえ）G7D7512017

所属：国際協力学研究科 安全保障専攻 博士後期課程

論文題目：日本陸軍の軍事司法制度の全体像～「指揮・統制」と「公正性・人権」の視点から～

英文題目：The Military Justice System of the Japanese Army: The balance between 'military command and control' and 'a fair system for the protection of human rights'

博士論文本審査委員会：主査 拓殖大学海外事情研究所教授 遠藤哲也
副査 拓殖大学海外事情研究所教授 荒木和博
副査 拓殖大学大学院国際協力学研究科非常勤講師 丸茂雄一
副査 拓殖大学大学院国際協力学研究科非常勤講師/
金沢工業大学客員教授 宇佐美正行

I. 論文の要旨

当該論文は、日本陸軍における軍事司法制度について総合的・時系列的に総覧することに加え、軍事司法制度における「指揮・統制への寄与」という側面と「公正性の担保・人権の擁護」という、特に戦時には両立困難となる場合がある二つの要素の存在という視点に立ち、明治から第二次世界大戦終戦までの期間の日本陸軍の軍事司法制度の在り方を明らかにしようとしたものである。

陸軍軍事司法制度は、陸軍刑法と軍事裁判所（軍法会議）を中核とし、捜査や逮捕に従事する憲兵、受刑者を収容する軍刑務所から構成されていたが、制度の静態的な分析のみでなく、平時・戦時における運用実態という動態的側面を解明することを試みている。

建軍と同時に発足した陸軍軍事司法制度は、当然に「指揮・統制への寄与」の要素が強いものであったが、軍法会議の裁判官として法専門家である文官の「法務官」を加えたことに象徴される「公正性の担保」、欠席裁判の禁止や弁護人制度の導入など「人権擁護」の要素も次第に制度化され、1920年代における米国陸軍の制度と比較しても制度的差異はあるものの、本質的には類似した内容のものとなっていた。平時においてはこの二つの要素の対立という事態は起こりにくかったが、戦時には軍事上の都合や時間・空間・人員の不足な

どの理由で、運用的に制度が骨抜きにされる傾向が生じ、特に戦況悪化とともに制度全体の機能不全が見られるようになった。これは1945年に法務官不在の軍法会議が可能となる軍法改正が行われたことで一層顕著となったと言える。

II. 論文の構成

凡例

序章 本論文のテーマと研究方法

第1節 本論文のテーマ

第2節 軍事司法制度一般の史的過程

第3節 先行研究

第4節 本論文の意図

第5節 研究方法と本論文の構成

第6節 用語について

1. 法律用語

2. その他の用語

第1章 陸軍軍事司法制度の全体像と内容

第1節 陸軍軍事司法制度の全体像

第2節 軍事司法制度と憲法の関係

1. 特別裁判所としての位置づけ

2. 国民の権利との関係

第3節 陸軍刑法

1. 陸軍刑法の変遷

2. 陸軍刑法の特性——保護法益、効力

3. 陸軍刑法の特性——罪

4. 陸軍刑法の特性——刑

第4節 陸軍軍法会議

1. 陸軍軍法会議法の変遷

2. 陸軍軍法会議の仕組み

第5節 憲兵制度

1. 憲兵制度の変遷

2. 軍事司法における憲兵の位置付け

第6節 懲罰制度

1. 懲罰制度の変遷

2. 懲罰制度の特性と内容

第7節 「指揮・統制」と「公正性・人権」の視点からの分析

1. 指揮・統制への寄与

2. 公正性の担保と人権の擁護

第2章 指揮・統制と公正性・人権——米国陸軍の場合

第1節 検討方法

第2節 米国陸軍軍事司法制度の変遷（統一軍法制定前まで）

第3節 米国陸軍軍事司法制度の内容

1. 陸軍軍事司法制度の人的適用範囲
2. 陸軍軍事司法制度が扱う案件の範囲
3. 軍法会議の種類
4. 裁判手続
5. 罪と罰

第4節 米国陸軍軍事司法制度の特性——指揮・統制への寄与

第5節 米国陸軍軍事司法制度の特性——公正性の担保と人権の擁護

第3章 平時における陸軍軍事司法制度の運用実態

第1節 検討の方法

1. 「陸軍省統計年報」について
2. 検討の手順

第2節 1922(大正11)年における軍法会議の運用実態

1. 軍法会議
2. 高等軍法会議

第3節 50年間における推移（1887年から1937年まで）

1. 軍法会議の処理人数
2. 人数の多い罪名
3. 刑名・刑期
4. 身分・階級別の人数
5. 死刑判決を受けた者の人数

第4節 指揮・統制と公正性・人権の視点からの分析(平時)

第4章 戦時における陸軍軍事司法制度の運用実態

第1節 検討方法——使用する資料について

1. 復員局編「陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」
2. 「支那事変大東亜戦争間 動員概史（草稿）」
3. 「支那事変の経験に基づく無形戦力軍紀風紀関係資料（案）」
4. 戦後刊行された日中戦争期の陸軍軍法会議関係資料
5. その他、日中戦争に従軍した個人の手記等

第2節 戦争への制度的対応

1. 制度上および運用上の対応
2. 日中戦争における陸軍軍法会議の設置状況

第3節 統計に見る軍法会議の運用実態

1. 年間処刑人数の変化
2. 中国戦線における年間処刑人数
3. 戦地において犯罪人数の多い犯罪
4. 階級別犯罪人数
5. 戦地における役種別犯罪人数
6. 部隊の状態別犯罪人数——中支軍の場合

第4節 戦地における軍事司法制度運用の機能不全——日中戦争の例

第5節 指揮・統制と公正性・人権の視点からの分析（戦時）

終章 結論

参考文献目録

III. 各章の概要

序章 当該論文の序章は、論文の意図や方法を詳説するための内容となっている。第1節においては、軍事裁判所制度、軍刑法、憲兵制度、軍刑務所を一連の「軍事司法制度」として定義した上で、明治初年の建軍にはじまり、第二次大戦敗戦を迎えて1947年に消滅した日本の軍事司法制度について、その制度全体が如何な形のものであったのか、という事に加えて、指揮・統制への貢献と公正性担保・人権擁護という、軍隊という組織の中では時に両立が困難となる要素を持つこの軍事司法制度が、平時・戦時それぞれにおいて如何に運用されたのかということが、タイトルに含まれる「全体像」の指すものであるとしている。第2節では、日本の軍事司法制度が模倣した西洋の軍事司法制度の史的展開に関する研究者の見方を紹介し、古代ローマ軍などの例を挙げて、どの時代のどの軍隊にとっても兵への規律強制のための軍事司法制度が重要な要素であったとする見方や、中世期の無規律状態を指摘し、軍法が軍事革命を受けての17世紀の産物であるとする見方を紹介しているほか、軍法には、効率的な戦力の形成と非戦闘員の保護という二つの目的があるとの見方や現代において軍事司法制度を一般的司法制度に取り込もうとする動きの存在などについても述べている。また、当時の日本人の識者・関係者らが軍事司法制度を軍隊組織の維持や有効な戦力発揮に必要なものと見ていたことにも触れている。第3節では、数的に多くは無いが優れたものが少なくないとして日本陸軍の軍事司法制度に関する先行研究を紹介している。但し、戦時の運用実態を扱った研究は見当たらなかったほか、制度的な各部分について掘り下げた上で全体を俯瞰した研究も見当たらないとする。それを受ける第4節では、細部に触れつつ全体を俯瞰する当該研究の意義を述べ、また、先行研究に旧憲法下での統帥権と司法権の相克の視点から捉えたものが多いが、旧憲法では現行憲法ほど司法権の独立は明確ではなく、また、米国でも軍事司法制度と一般の裁判所に属する司法権は異なる体系下であり、相克の観点自体が成立しないとして、より普遍的な視点を採るために、シャノーとオーグが軍法について述べた、「指揮・統制」上の必要性和不服従や犯罪を裁き罰する為の「公正で

適正な制度」という二つの相反する要素の内蔵という観点を援用することを述べ、当該論文の意図の獨創性について説明している。第5節では、第1章で制度の整備面について特に陸軍刑法と陸軍軍法會議法に焦点を当てながら叙述した上で、指揮・統制、公平性と人権の観点での分析を加える事、第2章では、西洋では史的に、指揮・統制への寄与を目指した軍事司法制度に、次第に公平性・人権という近代的要素が付加されたが、両要素について西洋法体系に学んだ日本の制度も同様の要素を含むと仮定し、米国陸軍の軍事司法制度を採りあげつつ、その差異を比較することで、日本の制度に特殊性が存したのかを検証したいとする。第3章では平時、第4章では戦時の例として、日中戦争時の軍事司法制度の運用実態を把握し、先述の両要素の観点から考察を加えるものとし、結論を導くとしている。第6節では、法学研究ではなく安全保障研究の一つとしての当該論文の立場から、使用する用語について法学的な厳密性よりも一般的な理解し易さを優先するほか、法律用語を使用するものについては、必要に応じて説明を付すこと、また、戦前・戦中期の事物呼称は基本的に当時のまま用いているが、適宜、今日における一般的呼称を用いた場合もあることを述べている。

第一章は、陸軍軍事司法制度の全体像を特に法令に焦点をあてて見極めようとする。第一節で同制度の概要を示す。陸軍の軍事司法制度は、「軍事裁判所」（軍法會議）を中心に「陸軍刑法」、「憲兵」、「陸軍刑務所」及び、それら諸制度の根拠法から成り、更にこの制度の枠外ながら、関連する制度として「懲罰」があった。また、「刑事法」という包括的概念の構成要素として見た場合、陸軍刑法が実体法、陸軍軍法會議法が手続法、陸軍監獄令が行刑法となり、司法警察官としての憲兵制度を規定するのが憲兵令であるとする。軍事司法の流れとしては、犯罪が認知されれば憲兵が捜査・逮捕にあたり、容疑者が起訴されれば軍法會議が開かれ、軍人・軍属を主対象とする特別刑法たる陸軍刑法のみならず、一般刑法や他の特別刑法に規定された犯罪も対象としたため、刑罰については一般刑法の総則を適用し、これに拠らない場合のみ陸軍刑法に規定されていた。軍法會議で有罪となり懲役・禁固刑が言い渡されると陸軍刑務所に収監された。もし軍紀を乱した者の行為が陸軍刑法の罪に当てはまらない場合は、陸軍懲罰令に基づく懲罰が加えられた。第二節では大日本帝国憲法との関係が、特に憲法が謳っていた行政権と司法権の分離に関して、通常の裁判制度と全く別系統にある特別裁判所としての軍法會議がどう位置づけられていたか、憲法で保障された国民（臣民）の権利との関係がどうあったか、の二点について確認がなされている。憲法の規定する司法権に関する原則が軍法會議に適用されるのかについては当時から個別の設置根拠法によって特別裁判所の例外的地位を定め得るとする者から、憲法の原則の例外視はできないと見る者まで、識者間の見解の差があったことが示されているが、実態としては軍法會議の長官には高位軍人が就き、裁判官に文官の法務専門家たる法務官が含まれる以外は、他の裁判官たる判士は軍将校から成っており、国の司法機関というよりは軍内の軍令機関である要素が濃かったとされている。第二の論点は、国民は法律に定められた裁判官の裁判を受ける権利があると定めた憲法の第二章に在る条文に、ほぼ軍人から構成される軍法會議は抵触しないのかというものであるが、軍法會議も法定の裁判所であるという当時の識者

の見解のほか、憲法に軍人については陸海軍の法令・規律に抵触しないものに限り第二章の規定が適用されるとされていることに触れられている。第三節では最初に陸軍刑法の系譜が概観される。1869年に「軍律」が制定され、1880年から81年にかけて陸軍治罪法、憲兵条例、陸軍懲罰令、明治14年陸軍刑法などが制定され陸軍の軍事司法制度が整備された。明治41年には日清日露戦争の経験等を踏まえて改正陸軍刑法が成立したことをもって本格的な軍刑法として確立したとしている。更に日本が第二次世界大戦に参戦した翌年の昭和17年に、上官殺傷罪の新設などを含む陸軍刑法の改正が行われた。陸軍刑法の法益は軍の安全と軍の命脈たる軍紀の維持と考えられるとし、その効力が適用されるのは、主として現役軍人だが、その他、陸軍軍属、召集中の在郷軍人、陸軍所属の学生生徒など軍紀に服する軍構成員も対象であったほか、軍器物の損壊や哨兵を欺く行為など一定の罪については軍人でない者に適用されることがあったと述べている。また、適用については、国際法に従って属人主義を採っていたのだとする。陸軍刑法が規定するのは叛乱罪、利敵罪などの軍隊固有の罪だとして、それらの罪を詳説し、刑罰は死刑の執行方法を除けば一般刑法の総則に則っているとす。第四節では軍法会議について述べられ、糾問司として出発し、明治十六年の陸軍知治罪法、明治二十一年の同法改正を経て、大正十年の陸軍軍法会議法によって軍法会議制度が確立したとする。その後、昭和十六年、二種の特設軍法会議が定められ、昭和十七年には陸軍の法務部将校を法務官に充てるとされたことで法務官の地位が武官となり終身の身分保証がなくなったとする。当該論文は、陸軍の軍法会議制度の変遷の中において、前近代的な軍事裁判から出発したが、近代刑事訴訟法の原則や被告人の権利擁護を採り入れる形で発展し、戦争の長期化により、軍法会議に対する指揮・統制を強化するとともに裁判の迅速化・簡略化を優先する改正が行われることとなったと述べる。更に、陸軍軍法会議には常設と特設のものがあり、審判・予審・検察の三機関から構成され、職員としては判士、法務官、録事、警査がおかれたこと、訴訟における被告人は二人まで弁護人を選任できたこと、憲兵の役割と制度的変遷、陸軍司法制度の枠外でありながら補完制度として作用した懲罰制度の内容等についても示されている。更に、七節では、当該論文の主テーマである統制と公正・人権の問題について触れ、指揮・統制を慮った事例として違法性阻却事由に、正当行為、正当防衛、緊急避難に加えて、軍事上の緊急行為があったことを挙げ、敵前に在る部隊が差し迫った状況に陥った際にやむなく採られた行動は罰しないとしたことや、軍法会議における長官の権限が強く、公訴や予審に付すか、どちらも行わず釈放するかなどが権限に含まれていた事などを述べている。公正性・人権面については、明治四年時点では既定されていたむち打ちなどの身体刑がその後無くなるなどがあり、大正十年の陸軍軍法会議法において、この側面が最も充実することになっていたと述べている。しかし、前述のように昭和十七年には法務官が武官制となり、昭和二十年には特設軍法会議では法務官に代えて一般の陸軍将校を裁判官として置くことができるようになったとする。

第二章は日本の軍事司法制度を相対的に見るために、やはり欧州を範として作られた米国の軍事司法制度について、特に1920年の改定後の陸軍軍法を中心にして述べている。米国の

軍法も 1806 年時点では、耳の一部切り落とし、落ちないインクでのマーキングなどの身体刑・残虐刑が存在していたがヒューストン暴動事件の事後処理や、軍事司法制度の改革に関するアンセル・クラウド論争などを通じて、公正性・人権への配慮が漸進的に進んでいったとしている。当該論文としては、指揮・統制面に関する内容については日米の制度間に大きな差はないが、米国では判決の承認・取り消し・免除・減刑の権限が司令官に与えられていたこと、一名の将校で構成する簡易軍法会議が在った事は日本で見られなかったこととしているほか、法務官は当初から軍人であったことを指摘している（但し、日米ともに大きな権限はなかったとする）。公正性・人権配慮については、米側には、被告人が裁判構成員の忌避を要求できたこと、裁判記録が陸軍法務局によって事後審査され、再審理勧告を含む意見書が大統領に提出され判断を仰ぐことになっていたこと、被告人が答弁を代理人に行わせる権利があり、被告人・代理人ともに反対尋問が認められていたことなどからやや米国の制度のほうが広い範囲に及んでいたが、全体として日本の制度は米国のものに対し遜色ないものであったと言えるとしている。

第三章では、日本陸軍の軍事司法制度のうち外形的な整備に留まらず、その運用実態を明らかにしようとする。この作業の問題点として、何をもって運用実態を見定めるのかその指標を定める必要があること、また、終戦時の焼却などによる資料の入手困難性の問題が指摘されている。軍法会議制度が確立した大正 11 年の陸軍省統計年報によると一年間で軍法会議は、概算で 2 千件の捜査、5 百件の予審、千件の公判が行われており、捜査後に 4 割が公訴、2 割強が予審請求され、うち 1 割が長官判断で不問とされたのち、平均 2 カ月程度で判決がなされたとし、「非常に迅速であった」としている。罪名は窃盗が第一位で全体の 3 割を占め、傷害、逃亡、詐欺、横領が続いたが、根拠となる法律は大半が刑法ないしは陸軍刑法であり、うち后者は逃亡と軍要物毀棄、哨兵を欺いての哨所通過が主であったとし、同年の死刑は無く、半年以下の懲役・禁固が全体の 7 割以上を占めたとしている。続いて 1837 年から 1927 年までの 50 年間の推移を同年報で見て、1922 年まではばらつきはあるものの、毎年千人を超える有罪が出されていたが、1923 年以降、軍縮などの理由から漸減傾向であったとした上で、罪状においては、1897 年までは逃亡が第一位であったが、1902 年以降、窃盗が一貫して第一位となった、逃亡罪は刑に服して軍務を逃れる目的の者がいたため、逃亡罪の刑を 1890 年から重くしたが、その背景に個々の部隊内での内務班による私的制裁・いじめがあったことが指摘されているとする。対象の 51 年間における死刑執行数は 26 人であり、年平均 0.5 人、1920 年からの 16 年間はゼロであり、殺人・強盗殺人・強盗致死・放火といった刑法に基づく罪が 19 人、陸軍刑法に基づく 7 人は全て武器を使用しての上官への暴行であったとする。全体として平時には指揮・統制のための軍事司法制度という側面が前面に出る必要がなかったのだろうとしている。

第四章では戦時の運用実態を見るために日中戦争期を採りあげている。この調査については更に資料入手に困難があることが述べられている。戦時中の公正性・人権配慮の低下として、同戦争中は弁護人制度や上訴制度が適用されない特設軍事裁判所が増えたことを指

摘し、また、法務官が武官となり、さらに法務将校ではない一般将校が軍法会議の裁判官として参加することができるようになったことについて詳細を書き、主計将校が法務官の職に任ぜられた事例を引いている。全体の有罪件数は1919年頃から漸減していたが、1938年を境に急増したとする。一方、中国戦線における有罪件数は1938年以降は大きな変化が無く、兵員千人当たりの有罪件数は内地より低い数になっているとする一方、裁判実施の困難などがあるため、必ずしも内地より犯罪発生が低かったとは言えないだろうとしている。統計を見るに、平時においては一般刑法により裁かれた者と陸軍刑法による者の割合は3対1だったのに、中国戦線では1対1となり、多い順から傷害、窃盗、掠奪、逃亡、強姦、賭博、横領、上官暴行であったとし、当時の風紀関係資料の戦地・内地を問わず上官暴行・上官侮辱・抗命・軍中逃亡が増加傾向にあり、戦地での略奪等の犯罪が宣撫治安活動に障害となる旨述べられている事を引いている。また、一次資料にある二カ月間の全27件の犯罪処理案件を引き、強姦、掠奪、窃盗が陸軍軍法会議法第310条による不起訴扱いになったのに対し、二件の上官脅迫はそうならなかったことに触れている。犯罪発生状況は圧倒的に駐軍中が多かったとする。以上から戦地の軍隊での犯罪状況としては特に意外なものではなく、寧ろある程度、軍事司法制度が犯罪を把握できたことを意味するのではとしている。また、軍事司法制度の機能不全について当時の証言を引き、行軍中の取締には憲兵の員数が不足したこと、憲兵の贈収賄があった事、下士官の頻繁な転属が軍紀弛緩をもたらした例に触れている。終章では、結論として第四章までの吟味をまとめた上で、戦争末期の1945年の陸軍軍法改正により特設軍法会議において法務官の参加しない軍法会議の開催が可能となったことにより、公正性・人権の要素はほぼ消滅したと言えるだろうとしている。

なお、付帯して、現代の自衛隊に関して指揮・統制と公正・人権の均衡の問題へのコメントを付し、自衛隊法と刑法により軍法に規定されるべき内容はほぼ網羅されているが、上官への暴行・脅迫・侮辱・反乱、軍要物損壊は自衛隊法に規定を設ける必要があるとし、公正・人権については、一般の法曹は軍事的知識経験が無く、その実状を斟酌できるかに疑問があるとし、違反行為を扱う準司法的な行政機関設置を提言し、史実を参考としていくことで有用な知見が得られるであろうことを述べている。

IV. 論文の総合評価

1. 論文の本審査に至る経緯：石橋早苗氏は学内発表会にて二回の研究発表を実施、『国際協力学研究科紀要』に論文を二本発表し、また、2017年実施の博士後期課程外国語検定試験に合格したことで博士論文提出の要件を充足している。石橋氏の博士学位申請論文は2019年10月に提出されたが、受理審査委員会での審査の結果、不受理となった。2020年9月に再提出され、所定の手続きを経て、受理審査委員会（委員長：荒木和博拓殖大学海外事情研究所教授、委員：丸茂雄一拓殖大学大学院国際協力学研究科非常勤講師、委員：宇佐美正行拓殖大学大学院国際協力学研究科非常勤講師／金沢工業大学客員教授）が立ち上げられた。受理審査委員会は、幾つかの修正を要する要検討点の指摘とともに「受理」の審査結

果を出し、2020年11月の国際協力学研究科研究委員会において審査結果が承認された。それを受けて編成された本審査委員会は、修正の上、再提出された論文を改めて審査・確認した上で、2021年2月9日、文京キャンパス内教室にて主査・副査計4名と石橋氏出席の上、口頭試問を実施した。口頭試問は約1時間15分にわたり、論文の概要及びオリジナリティの説明、受理審査委員会の指摘への対応についての所見報告、及び、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下の通り：

- ・旧軍事司法制度の研究の現代日本における意義について
- ・作戦軍内部のコミュニケーション欠如は軍事司法制度に関して見られたか
- ・既往研究の多くが司法権と統帥権の相関を問題にしているが、別視点を採用した理由
- ・大正デモクラシーなど時代背景が陸軍軍法会議法の在り方に影響したと思われるが、公正性・人権の点から、同法の位置付けをどう見るか
- ・安全保障研究の立場からの軍事司法制度研究とはどのようなものと言えるか
- ・動員状況・戦況・戦陣訓の存在等が軍事司法制度の機能に影響した点は見出すか
- ・法務官の機能及び法務官の武官化についての所見に関する詳説を
- ・従軍逃れの為の軍紀違反にどう対応したか

その他にも、コメントや今後の研究に向けた助言をも含んだ質疑が活発に行われ、石橋氏はそれらに明快に応答し、論文の内容、並びにその周辺の関連知識を十全に持つことを示した。

2. 審査所見：当該学位申請論文は、「軍事司法制度」という事柄を対象に、旧日本陸軍の制度について、全体構造を総覧した上で、更に、その運用実態の解明を試みたものである。

戦後日本においては戦前期の軍隊についての戦闘史研究は大量に行なわれてきたが、法制度面の研究が広く行われることがなく、少ない中に優れた研究は存在するものの、法政治学的な司法権と統帥権の関係性についての議論として行われるものが多く、また、個別の法的问题について深く掘り下げて解明するが、総合により全体図を描く方向性に欠ける傾向があった。その点に関して、当該論文は、それら先行研究を参照し、また、多数が散逸・紛失・焼却されて入手困難性が高い往時の一次資料を調査して、それらをよく吟味しながら、「指揮・統制への寄与」と「公正性の担保・人権擁護」という近代軍事司法制度に内在する二つのベクトルについて、その整合がどう試みられ、また処々の事由により叶わなかったかという事柄について、法制度の静態的な検討にとどまらず、既往研究には見出されない現実の局面においてどのように運用されたのかという点にまで踏み込んで検証を試みており、日本の時代的国内的事情の考察を超えて、より普遍的な観点をもって探ろうとするものとなっている。こうした、当時の日本の軍事司法制度に、より普遍的な位置づけを与えようという意識は、国際的な観点から日本の軍事司法制度を対照すべく、同時代の米陸軍の制度をも検証した上で比較を試みている部分にも表れていると言えよう。更には、複雑でかつ、時間の流れと共に変遷を遂げてきた軍事司法制度の全体像を詳しく描き出した上で、更に、複

数の一次資料にあたり、その統計から時間的な変化を見出すほか、当時の証言記録などにもあたり、平時・戦時の運用実態を描き出している点は、当該分野の研究に新たな地平を拓く研究とも言える。本審査の中では、既往研究における司法権と統帥権の関係性についての論点の吟味の不足や数値的に見出された状況についての原因探求の不足など、当該論文の弱点と見受けられる部分も指摘されたが、前述の如く、日本の往時の軍事司法制度を総合的に整理・分析し、更に、平時・戦時におけるその運用実態にまで拡張して希少な資料を追いながらその在り様を解明すべく取り組んだことは、往時の日本陸軍の実態の理解に貢献するとともに、現代の安全保障関連問題に関する研究や議論の下地と成り得るという意味での学術的貢献について、十分に評価できるものであると考える。

3. 本審査委員会の結論：上記の経緯、及び吟味から得られた所見に基づき、当該論文の本審査委員会は全委員一致で、提出された学位論文について「博士（安全保障）」の学位を授与するに十分に値するものと判断した。